○中部地方整備局告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月二十一日　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第千九百四十六号尾張都市計画下水道事業五条川右岸流域下水道

三　事業施行期間　自平成五年十月十二日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月二十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山市中之島字西垣内八〇二番二から同市北新一丁目一一番まで	前	三九・七〇～五三・一〇メートル	〇・〇三二キロメートル
	後	三九・七〇～四〇・二〇メートル	〇・〇三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
敦賀市赤崎四七号北今原六番一地内	前	一一・一三～七一・九二メートル	〇・〇三四キロメートル
	後	一〇・五六～七一・九二メートル	〇・〇三四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都市西京区上桂御正町六五番五地先から同市西京区上桂御正町六五番五まで	前	二〇・三四～二一・八九メートル	〇・〇〇三キロメートル
	後	二一・八八～二一・八九メートル	〇・〇〇三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五及び百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
奈良県生駒郡斑鳩町幸前二丁目六四番三から同町稲葉西二丁目四二番二まで	前	B　二二・九〇～四八・七〇メートル	四・一二〇キロメートル	
	後	C　七・〇〇～二四・四〇メートル	一・一六九キロメートル	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　二二・九〇～四八・七〇メートル	一・一二〇キロメートル	
		A　七・〇〇～二四・四〇メートル	一・一六九キロメートル	
奈良県生駒郡斑鳩町稲葉西二丁目四二番二から同町神南四丁目三五九番三五まで	前	二二・二〇～五〇・二〇メートル	〇・四三八キロメートル	
	後	七・九〇～一二・四〇メートル	〇・一〇五キロメートル	
		一四・〇〇～一四・六〇メートル	〇・一〇五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○北海道開発局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十一日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
美唄市字カーウシュナイ五三九番一から同市字カーウシュナイ五一四番八まで	前	三〇・四四～三六・〇〇メートル	〇・二四九キロメートル
	後	三八・一九～四〇・八四メートル	〇・二四九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十一日　北海道開発局長　今　日出人